

3. 延納利子税等の見直し

相続税および贈与税については、納付税額が10万円を超えるなど一定の条件を満たす場合、年賦による延納が認められている。そのさい利子税を納めることとなるが、現在の利子税率は金融経済の実情からみて高すぎるので、現在の金利水準などを参考に一層の引き下げを行う。

4. 贈与税の見直し

平成13年度改正で基礎控除額の引き上げが行われたが、相続税と同様に最高税率や累進構造の見直しを行う。

第四 消費税制について

国・地方とも巨額の長期債務を抱えており公債費が膨らんでいる。また少子・高齢化の進行などによる福祉関係費が急増している。さらに財政再建が喫緊の課題となっている。こうした事情を考えると、日本の税制の現状、とりわけ広く公平に税負担を求めるべきであるとの理念に照らし合わせ、消費課税を充実し税構造の直間比率の是正を進める必要がある。

しかしながら、このような国民負担の増加を求める前に、まずなによりも政府は財政その他、すべてについて聖域なき構造改革を強力に推進し、財政支出の削減と効率化を実現しなければならない。また将来的にやむをえず消費税率を引き上げるときには、景気情勢や経済活動への影響などを十分に配慮し、税率引き上げに当たっては段階的に行うこととする。

現在の消費税については、創設当初から多くの問題点が指摘されており、3000万円と定められている免税点、および2億円以下の簡易課税適用売上高などの不合理な制度は、大幅に引き下げる必要がある。また仕入れ控除については信頼性と透明性の確保、さらには納税コストや電子商取引などとの関連で、EU諸国が採用しているインボイス制度を参考に多角的な検討を行う。

他方、消費税に根ざす預り金的な性格、消費者利益の保護などの視点に立って、消費税の滞納を未然に防止するための制度と執行面の見直しを行い、EU各国の制度にならい総額表示方式の採用を検討する。